

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針  
～当面5年間（R1～R5）の考え方～

利尻富士町

1 利尻富士町の森林現況について

本町の総面積は10,562haで、森林面積は8,627haと総面積の82%を占めており、その内町有林は767ha、民有林は845haあります。本町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算などにより森林の整備を進めてきましたが、森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

2 基本方針について

(1) 森林整備の推進

本町の森林については、整備が行き届かない状況である。このことから、森林の所有者に対しては、町などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

(2) 木材利用の促進

町内の人工林資源は利用期を迎える中、町内には製材工場がなく、離島であり海上輸送費等の経費が大きいことから、木材利用の環境整備が進んでいない状況です。このため、公共施設の木質化及び木質バイオマス利用等の検討を推進します。

(3) 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、町内の住民はもとより町民の理解の促進を図るため、町有林を活用した森林環境教育や植樹活動のほか、町民と交流する木育活動などを進めます。